

報告第33号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月6日
- 2 損害賠償額 140,000円
- 3 相手方 小田原市寿町一丁目7番3号
特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう
理事 美濃島 恭一
- 4 事故の概要 令和5年7月6日午前9時25分頃、相手方車両が市内中町二丁目6番32号付近の認定外道路を後退していたところ、側溝蓋が外れ、右前輪が落輪し、車両の右前部分を破損した。